

保 発 1012 第 1 号  
平成 29 年 10 月 12 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について（通知）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行される所ですが、改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知を図られるとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、必要な政令の規定の整備を行うもの。

### 第 2 改正の内容

< 第 1 条関係 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正 >  
改正法による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）の改正に伴い、国民健康保険事業の運営に関する協議会について、委員構成、任期等の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこと。

< 第 2 条関係 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）の一部改正 >

改正法により国保法に新設される国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金等について、算定方法等に係る規定を設けるほか、所要の規定の整備を行うこと。

<第3条関係 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正>

改正法による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）の改正に伴い、国保法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者であった者で、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となった者が、他の都道府県の病院等に入院等した場合における改正後の高確法第55条の2第2項の規定による技術的読替えを定めるほか、国保法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

<第4条関係 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）の一部改正>

改正法による国保法の改正により、都道府県及び当該都道府県内の市町村が国民健康保険を行うこととされること等に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

<第5条関係 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の一部改正>

改正法による改正後の国保法第72条の規定による交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する給付金とすること。

### 第3 施行期日

改正政令は、平成30年4月1日から施行すること。